

# 学校感染症による出席停止に関して

国公立国立第一中学校

これから寒さが厳しくなり空気が乾燥してくるとインフルエンザ等の感染症が流行する恐れがあります。生徒がインフルエンザ等の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により医師が感染の恐れがないと認めるまで出席停止となり、登校するときには「証明書」が必要となります。出席停止の期間は感染症によって違いがありますので、以下の表をご確認のうえ医師が指示するまで休ませて下さい。必ず本人が受診し「証明書」を発行してもらってください。「証明書」は学校からお渡しいたしますが、学校のホームページからもダウンロードできますのでご利用下さい。

なお、早退や遅刻（証明書を受け取るための受診）は出席停止の扱いになります。

生徒のかかりやすい主な感染症	登校できない期間の基準	
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで	
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後、2 日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（プール熱） 急性出血性結膜炎 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により学校医・医師が感染のおそれがないと認めるまで	
その他 の 感 染 症	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 他	条件や症状により学校医・医師が指示するまで。ただし、状況により学校医・医師が登校を認めた場合は証明書の提出は不要
	学校医・医師により症状が重症化したと認められた場合及び出席停止の扱いが必要な場合は、証明書の提出を必要とします。	